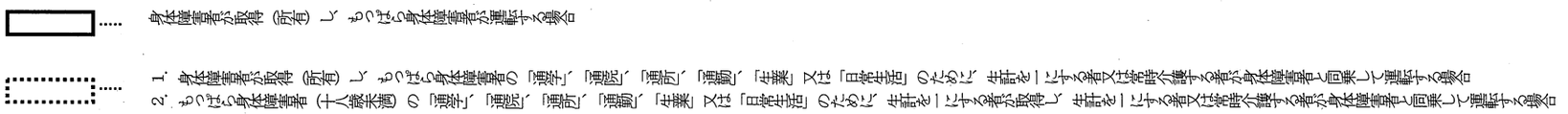

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声言語機能又はそしゃく機能の障害 ※1	肢体不自由			乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
一級	両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの（万国式試視力表によって測ったものをいい、矯正視力について測ったものを含む。以下同じ。）の視力〇・〇一以下のもの				二 両上肢の機能を全廃したもの	二 両下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活はほとんど不能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
二級	両眼の視力の和が〇・〇二以上〇・〇四以下のもの 二 両眼による視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について測能による視野について測定した視能率による損失率が九五パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの			二 一上肢の機能の著しい障害 三 一上肢を肩の二分の一以上欠くもの 四 一上肢の機能を廃したもの	二 両下肢の機能の著しい障害 三 両下肢を足関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
三級	両眼の視力の和が〇・〇二以上〇・〇五以下のもの 二 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について測定した視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の著しい障害	音声言語機能又はそしゃく機能の喪失 ※1	二 一上肢のお指及びひさし指を欠くもの 三 一上肢のお指及びひさし指の機能を廃したもの 四 一上肢のすべての指を欠くもの 五 一上肢の指の機能の著しい障害 六 一上肢のすべての指の機能を廃したもの	二 一下肢をショパール関節以上で欠くもの 三 一下肢の機能を著しく障害したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により日常生活活動がかなり制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がかなり制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動がかなり制限されるもの
四級	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・一以下のもの 二 両眼による視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について測定した視能率による損失率が八五パーセント以上九〇パーセント未満のもの	両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上の耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの 二 両耳による純音による聴力レベルが一〇〇デシベル以上の耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの		音声言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	二 両上肢のお指を欠くもの 三 一上肢のすべての指を欠くもの 四 一上肢のお指及びひさし指を欠くもの 五 一上肢のお指及びひさし指の機能を廃したもの 六 一上肢のすべての指の機能を廃したもの 七 一上肢のお指及びひさし指を含めて二上肢の四指の機能を廃したもの 八 お指又はひさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	二 両下肢のすべての指を欠くもの 三 一下肢の機能の著しい障害 ※3 四 両下肢のお関節又は膝関節の機能を廃したもの 五 一下肢の機能を廃したもの 六 一下肢のお関節又は膝関節の機能の著しい障害 ※3 七 一下肢の機能の著しい障害 ※3 八 一下肢のお関節又は膝関節の機能を廃したもの 九 一下肢の機能を廃したもの		不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの
五級	両眼の視力の和が〇・一以下のもの 二 両眼による視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について測定した視能率による損失率が八五パーセント以上九〇パーセント未満のもの		平衡機能の著しい障害		二 一上肢のお指の機能の著しい障害 三 一上肢のお指及びひさし指を欠くもの 四 一上肢のお指及びひさし指の機能を廃したもの 五 一上肢のお指及びひさし指を含めて二上肢の二指の機能の著しい障害 六 お指又はひさし指を含めて一上肢の三指の機能を廃したもの	二 両下肢のお指の機能の著しい障害 三 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 四 一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの二〇分の一以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作に著しい支障のあるもの	不随意運動・失調等により歩行に著しい支障のあるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動がかなり制限されるもの
六級	両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの 二 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内でかつ両眼による視野について測定した視能率による損失率が八〇パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上の耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの 二 両耳による純音による聴力レベルが九〇デシベル以上の耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの	平衡機能の著しい障害	音声言語機能又はそしゃく機能の喪失 ※1	二 一上肢のお指の機能の著しい障害 三 ひさし指を含めて二上肢の二指を欠くもの 四 ひさし指を含めて二上肢の二指の機能を廃したもの	二 一下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作の用を廃したもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動がかなり制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がかなり制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動がかなり制限されるもの
七級					二 一上肢の機能の軽度の障害 三 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 四 ひさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 五 一上肢のなお指、くすり指及び小指を欠くもの 六 一上肢のなお指、くすり指及び小指の機能を廃したもの	二 一下肢のすべての指の機能の著しい障害 三 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 四 一下肢のすべての指の機能を廃したもの 五 一下肢の足関節の機能の著しい障害 六 一下肢が健側に比して五センチメートル以上又は健側の長さの一〇分の一以上短いもの		上肢に不随意運動等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

二以上の障害が重複する場合の取扱い

1．障害等級の認定方法

合計指数	認定 指数
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

2．合計指数の算定方法

障害 等級	指 数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0．5

※1 「音声機能障害」の本人運転の減免対象範囲（両下肢の機能障害による音声機能障害がある場合に限る）については、両下肢の障害の重複により合計級数が6級となる場合

① 下肢障害の合計級数が6級であれば認めるものであり、両下肢に障害を有しない場合でも可とする。

② 上肢不自由7級と下肢不自由7級の重複により合計級数が6級となる場合は、該当しない。

※2 本人運転で下肢不自由7級の障害の重複により合計級数が6級となる場合

① 下肢障害の合計級数が6級であれば認めるものであり、両下肢に障害を有しない場合でも可とする。

② 上肢不自由7級と下肢不自由7級の重複により合計級数が6級となる場合は、該当しない。

※3 身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている者）のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合で、両下肢の障害がそれぞれ4級の4と4級の4で、合計級数が2級となるときは可とする。なお、合計級数が3級の場合は、福祉事務所等に問い合わせ、2級の1と同等以上であれば減免の対象範囲に含める。